

中泊町農業委員会会議録

令和元年5月10日

中泊町農業委員会

令和元年度 中泊町農業委員会 5月定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日(金) 13時30分～14時30分

2. 開催場所 中泊町役場 小会議室2

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	松田 耕司		
委 員	1番		2番	大川 勝仁
	3番		4番	葛西 誠
	5番	青山 邦栄	6番	藤田 次男
	7番	小野 美恵子	8番	瓜田 益子
	9番	坂本 朝彦	10番	成田 誠
	11番	外崎 満幸	12番	神 良一
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員(2人)

委 員	1番	澤田 健吾	3番	工藤 輝雄
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第4号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第5号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

報告第6号 農地保有適格法人の報告について

第4 【議案】

議案第4号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第7号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 竹 谷 覚 次 長 古 川 明 彦

係 長 打 越 賢 一

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和元年度中泊町農業委員会5月定例総会を開会いたします。

ただいまの、出席者数は15名中13名ですので定足数に達しており、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会 長
議 長

本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。

日程第2、議事録署名委員についてであります。会議規則第16条の規定に基づき議事録署名委員を選任します。私から指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

異議ないようですので、私から指名いたします。

議事録署名委員には、2番大川勝仁委員と4番葛西誠委員の2名を指名いたします。なお、本日の会議の書記には、事務局職員の古川次長と打越係長を指名いたします。

◎報告第4号

議 長

それでは、日程第3の報告第4号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

3ページをお開き下さい。報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。

令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の賃貸借の合意解約は、5件ございました。内容については資料をご覧ください。報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの報告4号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議 長

無いようですので、報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局

16ページをお開き下さい。報告第5号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(平成31年4月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。4月分の農地移動あっせん申し出は4件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

(質問無し)

議長

無いようですので、報告第6号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第6号

事務局

18ページをお開き下さい。報告第6号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。
令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長

農地所有適格法人については、農地法に基づき、事業決算後に、法人の形態、事業内容、構成員、役員などが記載された書類を農業委員会に提出しなければならないことになっております。提出書類を審査したところ、すべての要件を満たしていることをご報告いたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご意見等ございませんか。

議長

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第4号

議長

議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

22ページをお開き下さい。議案第4号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第4号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が8件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上ご報告いたします。

それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号2番から9番の8件ございました。内訳は、売買が7件、農地移動適正化あっせん事業による売買が1件となっております。

受付番号2番は、尾別字湯島地内の1筆の田250平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培（苗代として使用）をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号3番は、薄市字花持地内の8筆の田9,514平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号4番は、富野字沖津地内の1筆の田4,247平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号5番は、田茂木字若宮地内の6筆の田1,850平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号6番は、今泉唐崎地内ほか6筆の田と畑10,532平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号7番は、高根字小金石地内の1筆の田3,129平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号8番は、尾別字小谷地内の1筆の畑496平方メートルの売買です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

す。受付番号9番は、田茂木字若宮地内の1筆の田3,327平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は、譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われま

す。受付番号2番から9番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第5号

議長 議案第5号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 30ページをお開き下さい。議案第5号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め。令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長

議長 議案第5号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員 それでは報告いたします。去る4月24日、私と神委員、そして事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は中里字亀山地域の、派立下地区の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 31ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号1-2番は、中里字亀山地内の1筆の畑で面積は114㎡です。
転用目的は、通路、車両置場としての転用であります。
申請地は、津軽中里駅から北へ370m、町役場から北東830mほど離れた住宅地の縁辺部に隣接する畑です。西と北側は宅地、東と南側は畑でなだらかな傾斜地内の農地で許可基準に定める農地区分としては、運用通知 第2の1の(1)のカの(ア)で、その他の2種農地、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であります。
申請事由としては、申請者の亡き父が昭和50年10月頃に申請地と隣接する亀山173-3に住宅を新築した当時から、通路、車両置場として使用しており、この度違反転用であるということを知り始末書を添付して許可申請があったものであります。周辺農地等への影響については、これまでトラブルなど一切なく今後もないものと思われまます。
よって、面積その他の基準からみて、許可相当であると考えられるものであります。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第5号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第6号

議長 議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 37ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第5条第3項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第6号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

外崎委員 それでは報告いたします。去る4月24日、私と神委員、そして事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の申請は、1件ございます。

申請地は薄市字花持地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

38ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号1-1番は、薄市宇花持地内の1筆の田で面積は717㎡です。
転用目的は、中泊風力発電事業に係る変電所設備の建設であります。
申請地は町役場から北へ約6km、町立内潟公民館より北西350m、薄市集落の西側を南北に縦断する国道339号薄市バイパス、新薄市橋より70mほど北へ下った、10ha以上の集団農地の縁辺部に位置する国道沿いの第1種農地で、農地区分としては運用通知 第2の1の(1)のイの(ア)のaであります。
事業計画者は東津軽郡外ヶ浜町宇蟹田高銅屋44番地2、津軽パワー株式会社であります。
本件については今年の11月、中泊町長より町農業振興地域整備計画の変更案について、内容としては農用地区域からの除外について、その意見を求められ定例会にお諮りし当委員会として異議ない旨決定したものであります。
このたび農振農用地区域からの除外が確定したことに伴い、事業者より転用申請があったものであります。
今年の11月にも詳しく説明しましたが、申請地は第1種農地であります。第1種農地は原則許可できないことになっておりますが、土地収用法該当事業の場合、不許可の例外として許可できる規定があり、変電所は電気事業法による発電以外の電気工作物に該当することから、立地基準上は転用できるものであり、あとは一般基準を満たせば許可できるものであります。
このたび事業者からの申請書提出を受け、その内容を審査したところ、転用行為による周辺農地への影響等は考えられず、また資力、過去の事業実績、申請面積なども妥当なものであると判断できることから、許可相当であると考えられるものであります。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か質疑ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長

異議がないようですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第7号

議長

次に議案第7号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

43ページをお開き下さい。議案第7号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和元年5月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。令和元年5月8日付け中農政第47号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

46ページから47ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が6件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センター買入が6件となっています。

受付番号4番、あおもり農林業支援センターの買入。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,093㎡です。売買価格は75万円です。対価の支払い期限は令和元年5月30日を予定しております

受付番号5番、あおもり農林業支援センターの買入。
関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は3,063㎡です。売買価格は65万円です。対価の支払い期限は令和元年5月30日を予定しております。

受付番号6番、あおもり農林業支援センターの買入。
関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は9,119㎡です。売買価格は365万円です。対価の支払い期限は令和元年5月30日を予定しております。

受付番号7番、あおもり農林業支援センターの買入。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は1,470㎡です。売買価格は36万8千円です。対価の支払い期限は令和元年5月30日を予定しております。

受付番号8番、あおもり農林業支援センターの買入。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,759㎡です。売買価格は105万3千円です。対価の支払い期限は令和元年5月30日を予定しております。

受付番号9番、あおもり農林業支援センターの買入。
関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は3,004㎡です。売買価格は84万1千円です。対価の支払い期限は令和元年5月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局

61ページから71ページをご覧ください。今月の利用権設定は新規が12件、再設定が9件で面積は再設定、新規合わせて174,841平方メートルです。

受付番号22番は新規の設定で、設定する農地は宮野沢地内の4筆の「田」11,940平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号23番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内の2筆の「田」4,349平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号24番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,091平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号25番も新規の設定で、設定する農地は尾別地内ほかの18筆の「田」46,677平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号26番は再設定で、設定する農地は中里地内の1筆の「田」5,593平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号27番も再設定で、設定する農地は尾別地内の1筆の「田」4,010平方メートルです。期間は6年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号28番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,394平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号29番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」4,057平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号30番は新規の設定で、設定する農地は大沢内地内の1筆の「田」2,909平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

事務局

受付番号31番は再設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「田」3,655平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号32番も再設定で、設定する農地は深郷田地内ほか5筆の「田」14,899平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米2俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号33も再設定で、設定する農地は中里地内の10筆の「田」5,529平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担、賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は、認定農業者で機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号34番も再設定で、設定する農地は中里地内の2筆の「畑」16,494平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり1,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号35番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」3,022平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号36番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2,980平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号37番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の3筆の「田」3,155平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号38番も新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」3,023平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号39番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」3,129平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号40番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,683平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号41番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,014平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号42番は再設定で、設定する農地は宮野沢地内の5筆の「田」15,222平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号43番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」6,016平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は総額米7俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

続いて75ページをご覧ください。農地中間管理機構の借入れ2件で、設定する面積が14,017平方メートルです。それでは順次ご説明します。

受付番号機構19-01番は新規の設定で、設定する農地は今泉字唐崎地内ほか3筆の「田」7,229平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構19-02番も新規の設定で、設定する農地は大沢内字住吉地内の2筆の「田」6,788平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担、賃借料は10アール当たり10,000、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

報告・協議事項について

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

議 長

それでは、以上をもちまして、令和元年度中泊町農業委員会5月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月10日

農業委員会
会 長

署名委員

署名委員
